

平成十五年二月二十八日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一五六第四号

平成十五年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出宿泊機能付き施設等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出宿泊機能付き施設等に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「国または国が所管する法人が持つ宿泊機能がついた施設」とは、国又は独立行政法人、特殊法人、認可法人若しくは共済組合類型の法人（以下「国等」という。）が設置する施設で宿泊料を受けて人を宿泊させる部分を有するものを指すと考えられるが、そのような施設（以下「施設」という。）に係るお尋ねの①から③まで及び⑤については、別表のとおりである。

お尋ねの④については、「出身母体」が何を指すのかが必ずしも明らかではないが、お尋ねの施設の長（施設を設置する国等が当該施設の運営を公益法人等に委託している場合には、当該公益法人等の役職員で施設の長に相当する者。以下同じ。）のうち、国家公務員（以下「職員」という。）を退職後引き続いて当該施設の長として再就職しているもの及び当該施設を受託している公益法人（以下「受託公益法人」という。）の役員で「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成十四年三月二十九日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「申合せ」という。）を受けて最終官職の公表が行われているものに係る退職時の府省は、同表のとおりである。

お尋ねの⑥については、職員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、

一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お答えすることは困難であるが、④の施設の長及び申合せを受けて最終官職の公表が行われている受託公益法人の役員でお尋ねの施設に係るものの人数及び退職時の府省は、同表のとおりである。

別表

① 名称及び住所	② 所有者及び所管府省	③ 総工費 (百万円)	④ 施設の長の出身母体	⑤ 民業圧迫の存否	⑥ 公務員OBの再就職者数及び出身母体
アジュール竹芝 -2	東京都港区海岸1-11	10,660	—	否 当該施設は、組合員の利用を目的とした地方公務員等共済組合施設第112条第1項第1号の2に基づく総合保健施設である。仮に利用状況に余裕がある場合には、一般の利用にも供しているが、この場合、料金について組合員と一般との間に差を設けている。	— —
仙台簡易保険総合健診センター	宮城県仙台市青葉区上杉3-2-7	3,936	—	否 当該施設は、簡易保険の加入者に対する人間ドック等の診察、検査、体力測定、運動療法等を通じた健康増進を目的とし、既存の簡易保険診療所を統合して設けた簡易保険福祉事業団法施行令第1条第2号に基づき診療施設である。また、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる旨法定されているが、この場合、施設利用の申込受付期間及び利用料金に差を設けている。なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	— —
広島簡易保険総合健診センター	広島県広島市西区上天満町10-47	5,370	—	否 当該施設は、簡易保険の加入者に対する診察、検査、体力測定、運動療法等を通じた健康増進を目的として設けた簡易保険福祉事業団法施行令第1条第2号に基づき診療施設である。また、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる旨法定されているが、この場合、施設利用の申込受付期間及び利用料金に差を設けている。なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	— —
ラフレさいたま (簡易保険総合健康増進センター)	埼玉県さいたま市北袋町1-21-3	22,279	—	否 当該施設は、簡易保険の加入者に対する診察、検査、体力測定、運動療法等を通じた健康増進を目的として設けた簡易保険福祉事業団法施行令第1条第2号に基づき診療施設である。また、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる旨法定されているが、この場合、施設利用の申込受付期間及び利用料金に差を設けている。なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	— —

酒田簡易保険総合センター	山形県酒田市飯盛山 3-17-26	簡易保険福祉事業団	総務省	4,703	—	否	当該施設は、簡易保険加入者のスポーツ活動等を通じたレクリエーションを目的として設けられた簡易保険福祉事業団法施行令第1条第4号に基づきレクリエーション施設である。また、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者がこの場合、施設利用の申込受付期間及び利用料金に差を設けている。 なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	—	—
白山屋口簡易保険総合センター	石川県石川郡尾口村 字瀬戸卯43-3	簡易保険福祉事業団	総務省	4,435	—	否		—	—
庄原簡易保険総合センター	広島県庄原市新庄町 281-1	簡易保険福祉事業団	総務省	4,961	—	否	当該施設は、郵便貯金に関して広く国民に理解を得るために、郵便貯金法第4条に基づき設置するものであり、又スポーツ施設及び健康増進施設を中心とした施設である。 なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	—	—
宇佐簡易保険総合センター	大分県宇佐市大字川 部1571-1	簡易保険福祉事業団	総務省	4,659	—	否		—	—
日光霧降郵便貯金総合保養施設	栃木県日光市所野1535 -1	総務省	—	19,333	※ 郵政事業庁	否	当該施設は、私学共済制度加入者である私立学校教職員の福利厚生のため設けた私立学校教職員共済法第26条第1項第2号に基づく施設であり、これらの宿泊施設の利用については、原則として加入者等を利用対象としており、加入者でない者の利用については、客室等に余裕のある場合に限っている。	1人	※ 郵政事業庁
伊勢志摩郵便貯金総合保養施設	三重県志摩郡大王町 船越3238-1	総務省	—	23,259	※ 郵政事業庁	否		1人	※ 郵政事業庁
軽井沢保養所	長野県北佐久郡軽井 沢町大字長倉字赤坂 3607	日本私立学校振興・ 共済事業団	文部科学省	693	—	否	—	—	
皆生保養所	鳥取県米子市皆生温 泉3-1-50	日本私立学校振興・ 共済事業団	文部科学省	662	—	否	—	—	

京都会馆	京都市上京区 烏丸通下長者町上ル 龍前町505	日本私立学校振興・ 共済事業団	文部科学省	5,696	—	否	同 上 当該施設は、健康保険法等に基づき被保険者、 受給者等の健康の保持増進、福祉の向上を図り、 また長期にわたり保険料を納める被保険者等へ の福祉の還元を行うことを目的として設置され たものである。 これらの施設の設置に当たっては、施設内容 については、施設周辺の利害関係者との調整等 を経て設置してきたところであり、これまで地 域振興に貢献するとともに地域経済の発展にも 寄与している面もあるものと考えている。	—	—
社会保険札幌健 康づくりセンター	北海道札幌市中央区 北一条西4	社会保険庁	—	5,452	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
北海道船員保険 健康福祉センター	北海道小樽市朝里川 温泉1-112-1	社会保険庁	—	1,085	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
国民年金健康保 養センターグリン とつかわ	北海道樺戸郡新十津 川町字総進189-1	社会保険庁	—	1,015	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
青森厚生年金休 暇センター	青森県八戸市沢里古 宮26-1	社会保険庁	—	6,212	—	否		—	—
国民年金健康セ ンターもりおか	岩手県盛岡市北松園 4-36-3	社会保険庁	—	946	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
社会保険仙台健 康づくりセンター	宮城県仙台市太白区 長町南1-3-5	社会保険庁	—	3,054	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
厚生年金健康福 祉センターサン ピエ仙台	宮城県仙台市若林区 蒲町東10	社会保険庁	—	9,550	—	否		—	—

国民年金健康保 養センターみち のく路	宮城県志田郡鹿島台 町広長字石川原4番 甲6-7	社会保険庁	—	460	社会保険庁 ※	否	同 上	1人	社会保険庁 ※
福島保健福祉セ ンターヘルシー バル二本松	福島県二本松市岳温 泉1-274-3	社会保険庁	—	674	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
福島厚生年金健 康福祉センター サンプリア会津	福島県会津若松市神 指町北四合東神指77 -1	社会保険庁	—	3,960	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
国民年金健康セ ンターいわき	福島県いわき市小名 浜下神白字大作9	社会保険庁	—	2,142	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
茨城厚生年金健 康福祉センター サンピリア日立	茨城県日立市みなと 町6-1	社会保険庁	—	2,644	旧厚生省 ※	否		1人	旧厚生省 ※
国民年金健康セ ンターレインクサ イドくさぎさき	茨城県つくば市下岩 崎708-1	社会保険庁	—	3,017	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
国民年金健康保 養センターきつ れがわ	栃木県塩谷郡喜連川 町大字喜連川5445-1	社会保険庁	—	514	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
群馬保健福祉セ ンターヘルシー バル赤城	群馬県勢多郡赤城村 敷島44	社会保険庁	—	1,103	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※

群馬厚生年金健康福祉センターサンピア高崎	群馬県高崎市島野町1358	社会保険庁	—	3,565	—	否	同上	—	—
国民年金総合健康センター春日部エミナーズ	埼玉県春日部市内牧3701-1	社会保険庁	—	1,601	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
千葉厚生年金健康福祉センターサンピア君津	千葉県君津市法本字法木野384-119	社会保険庁	—	3,875	—	否		—	—
東京厚生年金健康センター多摩	東京都多摩市落合2-31-1	社会保険庁	—	4,258	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康保険センターさがみの	神奈川県相模原市弥栄3-1-5	社会保険庁	—	750	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
新潟厚生年金センター	新潟県新潟市赤塚4627-1	社会保険庁	—	4,888	—	否		—	—
国民年金健康センター上越	新潟県上越市大字大日字木舟34-5	社会保険庁	—	2,815	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
富山保健福祉センターヘルシーハルおやべ	富山県小矢部市鷺島65-1	社会保険庁	—	979	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※

富山厚生年金休 暇センター	富山県上新川郡大山 町栗巣野	社会保険庁	—	5,997	社会保険庁 ※	否	同 上	1人	社会保険庁 ※
石川厚生年金健 康福祉センター サンピア小松	石川県小松市長崎町 4-116-1	社会保険庁	—	3,587	—	否		—	—
福井厚生年金健 康福祉センター サンピア敦賀	福井県敦賀市呉羽町 1-2	社会保険庁	—	2,974	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
長野保健福祉セ ンターヘルシー パル岡谷	長野県岡谷市南宮3- 3-8	社会保険庁	—	819	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
長野厚生年金健 康福祉センター サンピア松本	長野県松本市芳川村 井町868	社会保険庁	—	2,324	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
長野厚生年金健 康福祉センター サンピア佐久	長野県佐久市根岸藤 名平3203-2	社会保険庁	—	3,535	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
国民年金健康保 養センターひる がみ	長野県下伊那郡阿智 村智里503-378	社会保険庁	—	1,310	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
岐阜保健福祉セ ンターヘルシー パル下呂	岐阜県森田郡下呂町 森字袖垣内2458	社会保険庁	—	1,059	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※

静岡厚生年金健康福祉センター サンピア浜松	静岡県浜松市東伊場 2-14-1	社会保険庁	—	3,485	—	否	同上	—	—
国民年金健康保養センター エミナス	静岡県藤枝市南駿河 台6-1-1	社会保険庁	—	2,430	旧厚生省 ※	否		1人	旧厚生省 ※
愛知厚生年金健康福祉センター サンピア岡崎	愛知県岡崎市渡町大 棚1	社会保険庁	—	3,989	—	否		—	—
三重保健福祉センター ヘルシー パル湯の山	三重県三重郡菟野町 菟野江田8474-177	社会保険庁	—	770	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
三重厚生年金健康福祉センター サンピア伊賀	三重県上野市西明寺 2756-104	社会保険庁	—	3,476	—	否		—	—
社会保険京都健康づくりセンター	京都府京都市上京区 新町通今出川下ル徳 大寺殿町345	社会保険庁	—	1,770	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
京都厚生年金休暇センター	京都府京田辺市多々 羅	社会保険庁	—	2,566	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
国民年金健康センター 丹後おお みや	京都府中郡大宮町字 三坂小字有明105-15	社会保険庁	—	945	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※

厚生年金健康福祉センター大阪ピア大阪	大阪府大阪市住之江区南港東8-4-47	社会保険庁	—	4,364	—	否	同上	—	—
国民年金健康保養センターサンヒル柏原	大阪府柏原市安堂町115-1	社会保険庁	—	1,215	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
国民年金健康センターサンヒル阪南	大阪府阪南市桃の木台8-423-30	社会保険庁	—	2,217	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
社会保険神戸健康づくりセンター	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	社会保険庁	—	4,736	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
兵庫厚生年金健康福祉センターサンピア姫路ゆめさき	兵庫県飾磨郡夢前町置本432-56	社会保険庁	—	4,955	—	否		—	—
厚生年金健康福祉センターサンピア和歌山	和歌山県和歌山市西高松1-7-87	社会保険庁	—	3,554	—	否		—	—
岡山厚生年金健康福祉センターサンピア倉敷	岡山県倉敷市連島町西之浦4141	社会保険庁	—	4,619	—	否		—	—
広島厚生年金健康福祉センターサンピア福山	広島県福山市緑町9-7	社会保険庁	—	4,137	—	否		—	—

国民年金健康保険センターひがし広島	広島県東広島市西条町大字下見1900	社会保険庁	—	1,041	社会保険庁※	否	同上	1人	社会保険庁※
山口保健福祉センターヘルシーパルとくやま	山口県徳山市孝田町2-2	社会保険庁	—	591	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康保険センターグリーンヒルあなぶき	徳島県美馬郡穴吹町穴吹字市ノ下100-6	社会保険庁	—	1,748	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
香川厚生年金健康福祉センターさぬきサンピアさぬき	香川県木田郡三木町下高岡972-30	社会保険庁	—	4,186	—	否		—	—
厚生年金健康福祉センターサンピア高知	高知県高知市高須155	社会保険庁	—	2,200	—	否		—	—
国民年金健康保険センターサンリバー四万十	高知県中村市右山明治383-15	社会保険庁	—	845	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
福岡保健福祉センターヘルシーパル船小屋	福岡県筑後市大字津島字高岸2108-1	社会保険庁	—	1,770	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
福岡船員保険健康福祉センター	福岡県久留米市山本町耳納1-1	社会保険庁	—	2,038	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※

国民年金健康センターグリーンヒル若宮	福岡県鞍手郡若宮町大字脇田778-1	社会保険庁	—	1,741	社会保険庁※	否	同上	1人	社会保険庁※
佐賀保健福祉センターヘルシーパルさが	佐賀県佐賀市兵庫南2-21-35	社会保険庁	—	1,114	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
長崎保健福祉センターヘルシーパルいさばや	長崎県諫早市永昌東町24-5	社会保険庁	—	547	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
長崎厚生年金健康福祉センター保サンプピア佐世保	長崎県佐世保市崎岡町853-12	社会保険庁	—	3,604	—	否		—	—
熊本保健福祉センターヘルシーパル八代	熊本県八代市高下西町1760	社会保険庁	—	995	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金総合健康センターくまもとエミナス	熊本県上益城郡益城町田原2071-1	社会保険庁	—	3,999	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
大分保健福祉センターヘルシーパル別府	大分県別府市大字鶴見町45-3	社会保険庁	—	1,085	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
大分厚生年金休暇センター	大分県速見郡日出町大神7505	社会保険庁	—	5,030	—	否		—	—

宮崎厚生年金健康福祉センター サンピア都城	宮崎県都城市早水町 4503-10	社会保険庁	—	3449	社会保険庁 ※	否	同 上	1人	社会保険庁 ※
沖縄厚生年金休暇センター	沖縄県島尻郡佐敷町 新里1688	社会保険庁	—	5963	社会保険庁 ※	否		1人	社会保険庁 ※
国民年金健康センター サンセット ト美浜	沖縄県中頭郡北谷町 字美浜9-1	社会保険庁	—	1,781	—	否	当該施設は、基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、厚生年金保険法第159条第4項に基づき設置された施設であり、施設利用者は基金の加入者等が中心である。	—	—
京都年金基金センター らんざん	京都市京都市右京区 嵯峨天龍寺芒ノ馬場 町33	厚生年金基金連合会	厚生労働省	1,536	社会保険庁	否		1人	社会保険庁
かもし岳温泉	北海道歌志内市大字 歌神95-10	石炭鉱業年金基金及び 北海道歌志内市	厚生労働省	755	—	否	当該施設は、坑内員及び坑内員であった者並びに坑外員及び坑外員であった者の福祉を増進するため、石炭鉱業年金基金法第18条の2に基づき設置された施設であり、施設利用者は基金の加入者等が中心である。	—	—
三池福祉センター	福岡県大牟田市天領 町1-100-5	石炭鉱業年金基金	厚生労働省	1,182	—	否		—	—
勤労者リフレックス センター (又/パウザ小田原)	神奈川県小田原市根 府川583-1	雇用・能力開発機構 (旧雇用促進事業団) 及び労働福祉事業団	厚生労働省	45,500	旧労働省 ※	否	当該施設は、勤労者が心身の健康のチェックを受けながら、教養・スポーツ活動等を通じて心身のリフレックスを図るための本格的な健康管理センター、文化研修ホール、体育施設等を備えた施設であり、勤労者がこれらを行うためには、現地に宿泊してこれを行うことが有効であることから、宿泊施設を付随的に併設しているものから、宿泊施設を付随的に併設しているものも見られない。	2人	旧労働省 ※

国営滝野すずらん丘陵公園(青年山の家)	北海道札幌市南区滝野	国土交通省及び都市基盤整備公団	国土交通省	1,120	—	否	当該国営公園は都市公園法第2条第1項第2号に基づき、「一の都府県の区域を超えるような広域の用地から設置」されるものであり、都市公園法施行令第3条において、一般の「多様なレクリエーションの需要に応ずる」ため、優れた自然環境等を活用した多種多様な施設を有しているが、これらの施設を活用した余暇活動・体験学習活動を行うためには滞在型の利用が不可欠であることから、国の定めた公園計画に基づき、滞在型の利用に対応する宿泊機能を有した都市公園法第2条第2項に規定する公園施設を設けている。	—	—
国営滝野すずらん丘陵公園(キヤンゾウゾウ)	北海道札幌市南区滝野	国土交通省及び都市基盤整備公団	国土交通省	84	—	否		—	—
国営備北丘陵公園(キヤンゾウゾウ)	広島県庄原市上原町及び戸郷町	国土交通省及び都市基盤整備公団	国土交通省	436	—	否		—	—
国営讃岐まんのう公園(キヤンゾウゾウ)	香川県仲多度郡満濃町大字神野、大字炭所西及び大字吉野	国土交通省及び都市基盤整備公団	国土交通省	371	—	否		—	—
ホテル日航関西空港	大阪府泉佐野市泉洲空港北1	関西国際空港株式会社	国土交通省	27,400	—	—	—	—	

(注1) 「②所有者」のうち国にあつては府省及びその外局(以下「府省」という。)の名称を記載した。
 (注2) 「④施設の長の出身母体」については、施設の長が国家公務員を退職後引き続き就いている場合における退職時の府省及び受託公益法人の役員で「公務員制度改革大綱」に基づく措置に「※」印を付した。
 (注3) 「⑤民業圧迫の存否」については、民業圧迫の存否及びその理由を記載した。
 (注4) 「⑥公務員0Bの再就職者数及び出身母体」については、④の施設の長及び受託公益法人の役員で「公務員制度改革大綱」に基づき措置を受けて最終官職を公表しているものを合わせた人数及び退職時の府省を記載した。

なお、国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設については、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)において既存施設について事業及び組織形態の見直しを行うこととされたところである。また、特殊法人等については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において、また、関西国際空港株式会社は商法上の株式会社形態をとっており、当該施設の運営については、他の営利法人と同等の条件の下にあることから、「一」と記載した。
 「⑥公務員0Bの再就職者数及び出身母体」については、④の施設の長及び受託公益法人の役員で「公務員制度改革大綱」に基づき措置を受けて最終官職を公表しているものを合わせた人数及び退職時の府省を記載した。
 国等が当該施設の運営を公益法人等に委託している場合には、当該施設で勤務する公益法人の役員に係る前記の事項を記載し、「※」印を付した。